

自家用車を使用した援助活動に関する規程

次の全ての条件を満たした場合には、自家用車を使用しての援助活動を認めることとする。

1 提供会員が満たす条件

- (1) 提供会員が自動車保険の任意保険の賠償責任保険「対人賠償」に、8,000万円以上、「対物賠償」に200万円以上で加入していること
- (2) 事故に対しての賠償責任保険は提供会員が加入又は対象となっている保険で対応する旨の「誓約書」を提出すること
- (3) 6歳未満の幼児を乗せる場合には、必ずチャイルドシートを使用すること（原則として、依頼会員が用意する）

2 依頼会員が満たす条件

事故に対しての賠償責任保険は、提供会員が加入又は対象となっている保険を適用する旨の「同意書」を提出すること

3 自家用車を使用した場合の実費負担について

川越市ファミリー・サポート・センターでの送迎は、送迎業としているものでなく子育て家庭への援助活動の一環であることから、利用者からの自発的な実費の支払いとして、1回あたり100円をガソリン代相当分とする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

同意書

(依頼会員用)

援助活動中における提供会員の自家用車使用中の偶発的な事故に対しては、センターが加入する下記内容の保険が適用となることに同意します。

ただし、提供会員の過失により事故を起こした場合は、その提供会員の加入する自動車の任意保険で補償することとし、センターは下記内容以外の保険についての手続きに関与できないことに同意します。

記

■乗車中の子どもに対する傷害保険について

保険金の種類	保険金額（補償額）	保険金をお支払する場合
死亡保険金	300万円	川越市ファミリー・ホート・センター事業（以下「センター事業」）における活動中に被った急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合（事故により直ちに死亡した場合も含む）
後遺傷害保険金	傷害の程度により 300万円～12万円 ※保険期間を通じ合算して 死亡・後遺障害保険金額が限度	センター事業における活動中に被った急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、平常の業務に従事すること又は平常の生活ができなくなり、かつ事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺傷害が生じた場合
入院保険金 （1日あたり）	3,000円 ※180日以内の入院に限る	センター事業における活動中に被った急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、平常の業務に従事すること又は平常の生活ができなくなり、かつ事故の日からその日を含めて180日以内に入院した場合
手術保険金	3,000円 ×10倍（入院中の手術）または 5倍（入院中以外の手術）	センター事業における活動中に被った急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、上記入院保険金が支払われる場合において、その治療のため、事故の日からその日を含めて180日以内に病院又は診療所において所定の手術を受けた場合
通院保険金（1日あたり）	2,000円 ※右記180日以内の通院に限り 90日限度	センター事業における活動中に被った急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障が生じ、かつ事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含む）による医師の治療を受けた場合

(提出先) 川越市ファミリー・ホート・センター長

平成 年 月 日

住所 _____

氏名 _____

会員番号 _____